

報道関係各位

令和8年8月26日
佐倉市 経済環境部 廃棄物対策課

市指定ごみ袋の臨時措置について

趣旨

佐倉市では中東情勢の影響から、「もやせるごみ」の指定ごみ袋については、令和8年6月5日から8月31日まで指定袋以外でも排出できる臨時措置を実施しています。

現在、指定ごみ袋は、ほぼ全ての取扱店舗において安定的に供給されてきておりますが、令和8年8月13日の千葉豪雨災害の影響により、しばらくの間、被災された方がごみを多く排出するような状況も考えられることから、本臨時措置の期間を当面の間、延長することにしました。

臨時措置期間について

令和8年6月5日（金）から 当面の間

※「令和8年8月31日」までとしていましたが、「当面の間」に変更しました。

臨時措置の延長の内容

臨時措置の内容について変更はございません。内容は下記のとおりです。

- 「もやせるごみ」について、市指定のごみ袋が手に入らない場合は、透明・半透明の指定ごみ袋以外でも出せる臨時措置を実施します。
- 対象のごみ指定袋は「もやせるごみ」
- 使用できる袋 透明・半透明の袋（15リットル～45リットル以内）
- 中の見えない袋、紙袋・段ボール等は不可。

※取材を希望される場合は、お手数ですが事前に下記問い合わせ先へご一報ください。

【本件へのお問い合わせ】

佐倉市役所 経済環境部 廃棄物対策課（担当：上原）

TEL：043-484-6149／E-mail：haikibutsu@city.sakura.lg.jp

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 2 枚（本票含む）]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101／FAX：043-486-8720

臨時措置期間延長

当面の間

「もやせるごみ」を
指定袋以外の袋でも出すことができます！

8月13日に発生した千葉豪雨災害の影響により、しばらくの間、被災された方がごみを多く排出するような状況も考えられることから、「もやせるごみ」を出せる臨時措置を延長します。

使用できるごみ袋

- ・透明または半透明の袋
(15～45ℓ以内のサイズ)
 - ・「もやせるごみ」の指定袋
- 〔「もやせるごみ」以外の指定袋は除きます。〕



使用できないごみ袋

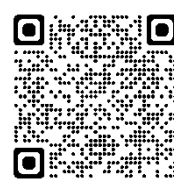
- ・黒色等の中身の見えない袋
- ・破れやすい袋
- ・他市区町村の指定袋
- ・紙袋・段ボール
- ・町内清掃用ごみ袋
- ・小さいレジ袋



※「もやせるごみ」以外は通常どおり市指定ごみ袋でお出しください。

※収集日・分別方法に変更はありません。

※期間については、延長する可能性があります。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149